

第4章 施策の展開

1 施策体系

【基本理念】

【基本方針】

【具体的施策の方向】

子どもの笑顔を育むまち
ねやがわ

基本方針1

妊娠期から
切れ目なく
子育てを支える

1 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

2 ワーク・ライフ・バランスの推進

基本方針2

ひとりひとりの
子どもの健やかな
育ちを支える

1 子どもの育ちの場の充実

2 就学後の子どもの健全育成

3 障害児支援の充実

基本方針3

地域で子育てを
支える

1 子育て支援の場の充実とネットワークづくり

2 保護者に寄り添う支援の実施

3 地域全体で取り組む子育て支援

基本方針4

支援が必要な
家庭を支える

1 児童虐待の防止

2 ひとり親家庭の自立支援の推進

3 子どもの貧困対策の推進

4 共同養育の推進

【関連事業】

(1) 母子保健の推進	●妊婦健康診査 ●妊婦歯科健康診査 ●子育て世代包括支援事業 ●母子健康手帳交付(妊娠届出の受理) ●予防接種事業 ●乳幼児健康診査 ●乳幼児保健歯科教室 ●母子保健訪問指導 ●母子保健教室 ●子ども医療費の助成 ●不育症治療費等助成 ●小児慢性特定疾病医療費助成 ●小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 ●産後ケア事業 ●産婦健康診査事業 ●新生児聴覚検査事業
(2) 子育てに関する情報提供の充実	●ねやがわ子育てナビ ●子育て情報配信サービス ●乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問) ●利用者支援事業
●ワーク・ライフ・バランスに関する啓発 ●はぐくみベビー、マタニティクラス	
(1) 小学校就学前子どもの教育・保育の充実	●幼児期の教育(幼稚園、認定こども園) ●一時預かり事業(幼稚園型) ●一時預かり事業(幼稚園型)の無償化事業 ●私立幼稚園副食費補足給付 ●保育(保育所、認定こども園) ●幼児教育・保育の無償化事業 ●地域型保育事業 ●保育士バンク事業 ●食物アレルギー対策事業 ●保育コンシェルジュの配置 ●待機児童ZEROプランR ●幼児教育アドバイザーの配置 ●外国につながる幼児への支援・配慮
(2) 多様な保育の提供	●延長保育事業 ●一時預かり事業(幼稚園型)(再掲) ●一時預かり事業(幼稚園型)の無償化事業(再掲) ●夜間保育事業 ●休日保育事業 ●一時預かり事業(幼稚園型を除く) ●子育て短期支援事業(ショートステイ等) ●病児保育事業 ●ファミリー・サポート・センター事業 ●一時預かり等の無償化事業 ●外国につながる幼児への支援・配慮(再掲)
(1) 放課後の居場所づくりの推進	●放課後児童健全育成事業(留守家庭児童会) ●放課後子供教室推進事業 ●子ども食堂支援事業
(2) 幼・保・小の連携強化	●教育に関する調査研究事業 ●小学校就学前子どもと小学生との交流 ●英語村(英語力向上プラン)事業 ●学校連携配送事業
●児童発達支援センター(あかつき・ひばり園)における早期療育・訓練・相談事業 ●児童発達支援事業(どんぐり教室等) ●放課後等デイサービス事業 ●障害児保育 ●巡回相談 ●居宅介護 ●移動支援事業 ●保育所等訪問支援 ●就学相談等小学校との連携 ●短期入所 ●サポート手帳の活用 ●寝屋川市自立支援協議会の機能の充実 ●子ども用補聴器電池交換費用助成事業 ●難聴児補聴器等交付事業 ●小児慢性特定疾病医療費助成(再掲) ●小児慢性特定疾病児童等自立支援事業(再掲) ●小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	
●地域子育て支援拠点事業 ●利用者支援事業(再掲) ●幼稚園の地域開放、ふれあい文庫 ●子ども読書活動の推進 ●地域子育て支援事業 ●乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)(再掲) ●子育て応援サポーター事業 ●子育て応援リーダー事業 ●子育てリフレッシュ館の運営 ●子育て世代包括支援事業(再掲) ●キッズ・スマイル・パーク(遊びスペース)使用料減免(多子世帯応援事業)	
●乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)(再掲) ●子育て応援サポーター事業(再掲) ●子育て応援リーダー事業(再掲) ●養育支援訪問事業 ●子育て世帯訪問支援事業 ●こども相談 ●家庭教育サポーター派遣事業 ●家庭教育学級事業 ●こども家庭センター事業	
●地域における子育て支援 ●ファミリー・サポート・センター事業(再掲) ●子育て応援リーダー事業(再掲) ●子育て支援グループの育成 ●地域人材との連携 ●子どもの安全対策(地域の見守り活動) ●赤ちゃんの駅 ●子ども食堂支援事業(再掲) ●ファミリー・サポート・センター事業利用料減免(多子世帯応援事業)	
●要保護児童対策地域協議会 ●こども相談(再掲) ●子育て短期支援事業(ショートステイ等)(再掲) ●こども家庭センター事業(再掲) ●ヤングケアラー支援事業	
●母子生活支援施設への入所支援 ●児童扶養手当の支給 ●母子・父子自立支援員による相談の充実 ●自立支援プログラムの策定(地域就労支援) ●母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給 ●母子家庭等高等職業訓練促進給付金の支給 ●母子父子寡婦福祉資金貸付制度 ●ひとり親家庭等日常生活支援事業 ●母子家庭等就業・自立支援センター事業 ●ひとり親家庭医療費の助成 ●養育費等相談支援 ●養育費・面会交流に関する公正証書作成等促進補助金 ●養育費・面会交流に関する裁判外紛争解決手続利用料補助金	
【教育の支援】●幼児教育・保育の無償化事業(再掲) ●幼児教育アドバイザーの配置(再掲) ●スクールソーシャルワーカーの配置 ●児童生徒支援人材の配置 ●キャリア教育 ●特別支援教育就学奨励費 ●義務教育就学援助奨励費 ●生活保護制度に係る高等学校等就学費の支給 ●生活保護世帯の高校生等のアルバイト収入等の収入認定除外 ●生活保護受給世帯の子どもの学習塾等費用の収入認定除外 ●生活保護制度に係る進学準備給付金 ●生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援 ●中学校夜間学級就学奨励費 ●生活保護制度に係る就職準備給付金※【生活の安定に資するための支援】【保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援】は次ページに記載	
●養育費等相談支援(再掲) ●養育費・面会交流に関する公正証書作成等促進補助金(再掲) ●養育費・面会交流に関する裁判外紛争解決手続利用料補助金(再掲)	

(施策体系に入らない新たに掲載する事業)

基本方針1

1 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

(1) 母子保健の推進

- 子育て応援事業 ●多胎児家庭支援事業 ●母子健康手帳アプリ導入 ●子育てリフレッシュカード配布事業
- 妊婦のための支援給付事業 ●低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業 ●不妊治療費等助成事業

基本方針2

1 子どもの育ちの場の充実

(1) 小学校就学前子どもの教育・保育の充実

- 保育所等保育料第2子以降の無償化 ●エージェンシー型教育Act1プラン 布団とおむつのサブスク事業 ●きょうだい優先入所
- 子育て支援員研修

(2) 多様な保育の提供

- バイバイおむつ事業 ●医療的ケア児保育支援事業

3 障害児支援の充実

- 発達障害児及び家族等支援事業

(子どもの貧困対策の推進【関連事業】続き)

【生活の安定に資するための支援】

- 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)(再掲) ●子育て応援サポーター事業(再掲)
- 子育て世代包括支援センター事業(再掲) ●養育支援訪問事業(再掲) ●子育て世帯訪問支援事業(再掲)
- 母子生活支援施設への入所支援(再掲) ●家庭教育サポートチーム派遣事業 ●家庭教育学級事業(再掲)
- ひとり親家庭医療費の助成(再掲) ●ひとり親家庭の優先利用 ●放課後児童健全育成事業(留守家庭児童会)(再掲)
- 放課後子供教室推進事業(再掲) ●子育て短期支援事業(ショートステイ等)(再掲)
- 生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援(再掲) ●キャリア教育(再掲) ●スクールソーシャルワーカーの配置(再掲)
- 子ども食堂支援事業(再掲) ●青少年の居場所づくり事業 ●食育の推進に関する支援 ●生活困窮者住居確保給付金

【保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援】

- 母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給(再掲) ●母子家庭等高等職業訓練促進給付金の支給(再掲)
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業(再掲) ●生活保護制度に係る就労自立給付金 ●生活困窮者自立相談支援事業
- 生活困窮者就労準備支援事業 ●生活保護制度に係る被保護者就労支援事業

【経済的支援・その他支援】

- 児童手当の支給 ●児童扶養手当の支給(再掲) ●養育費当相談支援(再掲)
- 養育費・面会交流に関する公正証書作成等促進補助金(再掲)
- 養育費・面会交流に関する裁判外紛争解決手続利用料補助金(再掲)
- 母子・父子自立支援員による相談の充実(再掲) ●自立支援プログラムの策定(地域就労支援)(再掲)
- 母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給(再掲) ●母子家庭等高等職業訓練促進給付金の支給(再掲)
- 母子父子寡婦福祉資金貸付制度(再掲) ●ひとり親家庭等日常生活支援事業(再掲)
- JR通勤定期乗車券割引証明書の交付 ●生活困窮者自立相談支援事業(再掲) ●要保護児童対策地域協議会(再掲)
- こども相談(再掲) ●利用者支援事業(再掲) ●スクールカウンセラーの配置
- スクールソーシャルワーカーの配置(再掲) ●青少年の相談窓口

2 基本方針における具体的施策

各基本方針に基づく、今後の方向と関連事業を位置づけ、市の役割について計画を推進していきます。

基本方針 1 妊娠期からの子育てを支える

1 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

(1) 母子保健の推進

家庭における子どもの数の減少や地域の人間関係の希薄化などを背景に、大人になるまでに乳幼児に接した経験がない人が増えています。このような状況は、出産や子育てに不安や負担感を抱える人の増加にもつながっています。

妊娠期から産前・産後にわたって女性が心身ともに健やかに過ごすためには、定期的な健康診査や保健指導、相談事業等を通じて、悩みや不安を抱え込まないよう適切な支援を行う必要があります。

本市においては、令和6年4月にこども家庭センター「ねやっC o相談ステーション」を設置し、従来の子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を活かしながら、一体的な組織として子育て家庭に対する支援を実施することで、妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない包括的な支援を行っています。

誰もが安心して子どもを産み育てることができるよう、子ども・保護者の疾病予防に取り組むとともに、すべての子育て家庭を対象に予防的な視点と利用者の立場に立った支援を行います。

【関連事業の概要】

No	事業名	事業の概要等	担当課
	妊婦健康診査	妊婦及び胎児の健康状態の確認及び経済的な負担軽減を目的に、医療機関及び助産院における妊婦健康診査の受診に対し、最大14回まで費用の一部を助成します。	子育て支援課
	妊婦歯科健康診査	妊婦のむし歯・歯周病の早期発見と母子の歯科疾患予防を目的として実施します。 妊娠届出時の面談の場を活用し、事業の周知を図るとともに受診勧奨を行い、受診率の向上を図ります。	子育て支援課

No	事業名	事業の概要等	担当課
	子育て世代包括支援事業	令和6年4月から、こども家庭センター「ねやっCo相談ステーション」を設置しています。保健福祉センター及びRELATTO（リラット）においては、こども家庭センターの母子保健機能として、児童福祉分野と連携を図り、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行います。 本市の独自の取組として、妊娠期からの母乳育児支援を実施します。	子育て支援課
	母子健康手帳交付（妊娠届出の受理）	母子の健康管理を目的として、母子健康手帳を交付します。 妊娠届出時に保健師・助産師による面談を行うことで、家庭環境や心身の健康に課題のある妊婦の把握を行い、出産前からの関わりを深めることで出産後の養育支援につなげます。	子育て支援課
	予防接種事業	感染の恐れのある疾病の発生及びまん延を予防することを目的として、予防接種を実施します。 定期接種ワクチンの追加や接種期間の変更について広報誌・ホームページ、個別通知等での周知・啓発に努め、接種率の向上を図ります。 年少児インフルエンザワクチンに加え、おたふくかぜワクチン接種費用を助成します。	子育て支援課
	乳幼児健康診査	疾病・障害・育児不安等の早期発見、早期対応及び予防を目的に、医師、歯科医師、保健師、栄養士、歯科衛生士、心理相談員等による診察、保健指導等を行います。 小児慢性特定疾病児などの支援のために経過観察健診にて療育相談を行います。	子育て支援課
	乳幼児保健歯科教室	むし歯の予防、早期発見及び早期治療を目的に、乳幼児とその保護者を対象に、教室等を行います。 事業の周知・啓発に努め、参加率の向上を図ります。	子育て支援課
	母子保健訪問指導	家庭で保健指導をする必要のある乳幼児とその家族を対象に保健師等が訪問して個別指導を行います。 こんにちは赤ちゃん訪問や養育支援訪問等と連携し、妊婦・乳幼児の健康の保持及び増進に努めます。	子育て支援課
	母子保健教室	幼児の健康の保持・増進、生活習慣づくり及び育児支援のため、必要な情報の提供や交流会等を行います。 育児教室等を開催するとともに、地域における保護者の交流の場へも専門職を派遣し、育児支援に努めます。	子育て支援課
	子ども医療費の助成	0歳から18歳（年齢到達後の最初の年度末まで）の方に対し、必要とする医療が受けやすくなるよう、保険診療分の医療費の一部を助成します。	市民サービス部（医療助成担当）

No	事業名	事業の概要等	担当課
	不育症治療費等助成	受診者の経済的負担の軽減を図るため、治療に要した医療保険適用外の費用の一部助成を行います。	市民サービス部（医療助成担当）
	小児慢性特定疾病医療費助成	小児慢性特定疾病児に対し、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、治療に係る医療費の自己負担分の一部の助成を行います。	子育て支援課 市民サービス部（医療助成担当）
	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	小児慢性特定疾病児童等及びその家族に対し、情報の提供や相談等の支援を行い、また関係機関との連絡調整を行うことで、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立（律）促進を図ります。	子育て支援課
	産後ケア事業	医療機関や助産所において支援の必要な出産後の間もない母親（産婦）に対し、心身のケアや育児に対する相談支援を行うとともに、市と産後ケア実施機関と連携した母子支援を実施します。 非課税世帯等への利用負担の軽減を図るとともに、多様なニーズに対応できるようショートステイ型・デイサービス型・アウトリーチ型を実施し、連携した母子への支援を実施します。	子育て支援課
	産婦健康診査事業	産後うつや新生児への虐待予防等のため、産後の初期段階における母子に対する支援を強化できるよう、産後2週間・1か月頃の受診費用の一部を助成します。 2回の受診を促進し、健診結果に応じて産後ケアや直接的な支援につなげる体制づくりを図ります。	子育て支援課
	新生児聴覚検査事業	保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、聴覚障害のある児を出生後早期に発見し、療育につなげ、音声言語発達等への影響を最小限にとどめるため、新生児聴覚検査に係る費用を助成します。	子育て支援課
	子育て応援事業	妊娠期から継続的な支援を行うことにより、産後うつの予防や育児不安の解消を図るため、地域の助産師（MY CITY助産師）と子育て世代包括支援センターの連携により、訪問指導の拡充、SNSを活用した相談等を行います。 また、妊婦健康診査の15回から17回までの受診費用を助成します。	子育て支援課
	多胎児家庭支援事業	身体的・精神的負担が大きい、多胎妊婦及び多胎児を育てる家庭の孤立化等を防ぐため、安心して出産・育児ができるよう支援を行い、負担感の軽減、不安の解消を図るため、訪問指導の充実、外出支援、多胎育児経験者等との交流会を開催します。	子育て支援課

No	事業名	事業の概要等	担当課
	母子健康手帳 アプリ導入	母子健康手帳の記録を電子化するとともに、子育て情報の配信や子どもの成長記録の管理など、子育て世代の市民を継続的にサポートする機能を有する母子健康手帳アプリを導入することにより、ICTを活用した子育て支援の充実を図ります。	子育て支援課
	子育てリフレッシュ カード配布事業	地区担当保健師やMY CITY 助産師の訪問指導を受けている保護者のうち、一時預かり事業の利用によるリフレッシュが必要と判断される保護者に対し、地区担当保健師等の専門的な判断により子育てリフレッシュカードを配布します。	子育て支援課
	妊婦のための支援 給付事業	全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、いろいろなニーズに即した必要な支援につなぐ妊婦等包括相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出生届出を提出した方に給付金を支給します。	子育て支援課
	低所得の妊婦に 対する初回産科 受診料支援事業	市民税非課税世帯等の低所得の妊婦が経済的な負担を理由に医療機関への受診を控えることがないよう、初回産科受診料を支援することで、妊婦の経済的負担の軽減を図るとともに、当該妊婦の状況を継続的に把握し、妊娠期からの必要な支援につなげます。	子育て支援課
	不妊治療費等助成 事業	妊娠を望む夫婦の経済的負担を軽減するため、不妊治療（保険算定の対象となる生殖補助医療に限る）に要した費用について、夫婦一組につき一年度あたり 10 万円を限度に助成します。	市民サービス 部（医療助成 担当）

(2) 子育てに関する情報提供の充実

本市では、様々な子育て支援事業を実施していますが、小学校就学前子ども調査の結果をみると、RELATTO（リラット）など、ほとんどの保護者に認知されている事業がある一方で、認知が低い事業もあり、事業によって差がみられます。また、多くの事業が利用度よりも利用希望度が高くなっており、より積極的な情報の周知が必要であると考えられます。

総合的な子育て支援情報誌「ねやがわ子育てナビ」（冊子版・Web 版）に加えて、令和4年度から開始した母子健康手帳アプリ「ねや CoCo アプリ」では、プッシュ型情報発信を行っています。

子育て当事者に必要な情報が行き届くように多様な媒体と手法による情報発信を充実するとともに、乳児家庭全戸訪問事業などのアウトリーチ型の情報提供にも注力していきます。

【関連事業の概要】

No	事業名	事業の概要等	担当課
	ねやがわ子育てナビ	毎年、「ねやがわ子育てナビ」（冊子・Web 版）を発行・更新し、子育てに関する総合的な情報提供を実施します。 掲載内容及び配布先の精査を行い、効率的かつ効果的な情報提供に努めます。	子育て支援課
	子育て情報配信サービス	メールねやがわ「子育て情報」や LINE@登録者などにより子育て情報の配信を行います。 情報配信サービスの周知を図り、より多くの子育て情報を配信できるよう努めるとともに、アプリ、LINE などによる情報配信等もあわせて、利用者ニーズに即した効果的な情報配信を行います。	子育て支援課 子育てリフレッシュ館
	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、乳児と保護者の状況及び養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供とともに、支援が必要な家庭に対して適切な子育て支援へつなげます。 訪問員連絡会を定期的の実施し、研修などを通じて訪問員の資質向上を図るとともに、伴走型支援、専門職の支援やオンラインでの相談等を充実します。	子育て支援課

No	事業名	事業の概要等	担当課
	利用者支援事業	子どもやその保護者に身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び相談対応・助言とともに、必要に応じて関係機関との連絡調整を行い支援につなげます。 RELATTO（リラット）の子育てコンシェルジュや他機関との連携による支援を充実させるとともに、地域の子育て支援に対するニーズの把握に努めます。 市長部局「監察課」がいじめの初期段階から積極的に関与し、早期に調査・対応を行うことにより、いじめの早期解決を図るとともに、いじめ通報促進チラシの配布等の攻めの情報収集によるいじめの抑止及び早期発見を図ります。	子育て支援課 子育てリフレッシュ館 保育課 教育指導課 監察課

2 ワーク・ライフ・バランスの推進

共働きしている子育て世帯は増加傾向にあり、性別にかかわらず、家事や子育てと仕事を両立して働き続けられる環境づくりは喫緊の課題となっています。

小学校就学前子ども調査では、母親、父親ともに、前回調査と比較して育児休業を取った人が増加しています※。仕事と生活を調和させて充実した人生を送るワーク・ライフ・バランスに対する関心が高まる中、積極的に育児休業を取得する母親、父親が増えている状況がうかがえます。

一方で、育児休業を取らずに離職した母親は9.6%、育児休業を取らずに働いた父親は77.4%で、育児休業を取らずに働いた父親の38.5%が「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」と回答しています。父親の育児休業が当たり前に認められる職場環境の整備が必要です。

子どもを産み育てながら働きたいと思う気持ちを持つ人が、性別にかかわらず、その人の状況に応じた働き方ができるような社会意識と環境整備を進めます。

※前回調査では母親が36.9%、父親が3.0%。今回調査では母親が50.0%、父親が13.9%（前回調査は平成30年度に実施した小学校就学前子ども調査）。

【関連事業の概要】

No	事業名	事業の概要等	担当課
	ワーク・ライフ・バランスに関する啓発	育児・介護休業制度の利用や労働時間の短縮等、子育て中も就労を継続できるよう、事業主や労働者、市民に対する啓発を行います。 両親がともに行う子育て講座等を開催します。 市民セミナーの開催にあたっては、性別・年齢に関わりなく、幅広い市民が参加、利用できる内容の創意工夫や利便性の向上に努めます。 父親の育児参加や育児休業取得を促進する情報発信やパパママ教室等の父親も参加しやすい講座・イベントを開催し、意識啓発に努めます。 子育て世代を対象にした就労相談を実施します。	人権・男女共同参画課 子育て支援課 子育てリフレッシュ館 産業振興室
	はぐくみベビー、マタニティクラス	健康でよいお産をするために、妊娠、出産、育児等について学び、沐浴実習や妊娠体験などの実習やグループワークを行います。 支援が必要な妊婦等には、子育て世代包括支援センター等との連携を密にして必要な支援につなげます。	子育てリフレッシュ館

基本方針 2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える

1 子どもの育ちの場の充実

(1) 小学校就学前子どもの教育・保育の充実

子どもは、乳幼児から主体性をもって周囲の環境にかかわっていくことで多くのことを学んでいきます。「寝屋川教育」で掲げる「考える力を身につけた たくましく生き抜く子」に育っていくための基礎となる力、とりわけ非認知能力は、就学前の時期の遊びを通じた経験から培われ、生涯にわたって生きる力の基盤となります。

本市では、就学前教育・保育の重要性を認識して、子どもが小さな一つひとつの事柄を自分で考えて自分で行動するという自己決定の積み重ねや、仲間とのかかわりを通して、主体性・当事者性（エージェンシー）を発揮できるよう、発達段階に応じた質の高い教育・保育が提供できる取組を進めています。

また、共働き世帯の増加などを背景とした保育ニーズの高まりに対応するため、本市では、既存保育所等の定員増や定員弾力化などを積極的に推進するとともに、保育士不足の深刻化に対応するため、平成 29 年度に「待機児童 ZERO プラン」を策定、令和元年には将来を見据え、保育の質向上を視野に入れた年間を通じた待機児童ゼロに取り組むため「待機児童 ZERO プラン R」へと進化させました。

令和 6 年 4 月からは、年間を通じた待機児童ゼロの継続、子育てしやすい環境整備を一層推進するため、保育士確保をさらに進めていくことに重点を置いた「待機児童 ZERO プラン R 6」へとプランを進化させ、さらに取組期間を 3 年延長しました。

【関連事業の概要】

No	事業名	事業の概要等	担当課
	幼児期の教育（幼稚園、認定こども園）	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適切な環境を与えてその心身の発達を支援します。	保育課 学務課
	一時預かり事業（幼稚園型）	私立幼稚園及び認定こども園（幼稚園部分）において、保護者の要請に応じて通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に、在園児の預かり保育を実施します。	子育て支援課
	一時預かり事業（幼稚園型）の無償化事業	私立幼稚園及び認定こども園（幼稚園部分）に在籍する保育の必要性のある子どもが、通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に預かり保育を利用した際の利用料を無償化します（月額上限あり）。 (満 3 歳（3 歳になった日から最初の 3 月 31 日まで）の子どもは市民税非課税世帯に限ります。)	保育課
	私立幼稚園副食費補足給付	私立幼稚園に通園している年収 360 万円未満相当世帯の園児及び全所得階層の小学校 3 年生から数えて第 3 子以降の園児の副食費（おかず）相当額の給付を行います。	保育課

No	事業名	事業の概要等	担当課
	保育（保育所、認定こども園）	●保育所 保護者が就労や疾病等により、就学前児童を保育することができないと認められる場合に、子どもの健全な心身の発達を図るため、保育を行います。 ●認定こども園 保護者が就労や疾病等により、就学前児童を保育することができないと認められる場合に、子どもの健全な心身の発達を図るため、教育及び保育を一体的に行います。	保育課
	幼児教育・保育の無償化事業	3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの市民税非課税世帯の子どもの私立幼稚園の保育料（月額上限 25,700 円）、保育所等、認定こども園の保育料を無償化しています。また、保育所等を利用していない保育の必要性のある児童の認可外保育施設等の利用について利用給付（月額上限あり）を行います。	保育課
	地域型保育事業	少人数の単位で3歳未満の子どもの保育を行う地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）を行います。	保育課
	保育士バンク事業	保育士資格を有しながら、保育士として就労していない人を対象に研修を行い、職場復帰を支援するとともに、保育士を必要としている施設との橋渡しを行います。 バンク登録者人数の増加及び保育施設への就職につながるよう、ハローワーク枚方と連携・協力し研修内容等の充実を図ります。	保育課
	食物アレルギー対策事業	食物アレルギーのある子どもに安全な給食を提供するため、民間保育所等に対して補助を行います。 民間保育所等における事業実施率の向上に努め、食物アレルギー対策の充実を図ります。	保育課
	保育コンシェルジュの配置	保育を希望する保護者に対して、ニーズに応じた保育施設や様々な保育サービス等の情報を提供するとともに、保育サービスの利用に関する相談等に対応する保育コンシェルジュを配置しています。保護者のニーズや意向に寄り添った保育所等の利用案内につながるよう、きめ細かな対応に努めます。	保育課
	待機児童ZEROプランR	待機児童ZEROプランR6の各事業を着実に推進し、保育士を確保するとともに、保育士等が働きやすい環境を整備することで、年間を通じた待機児童ゼロの継続に取り組んでいます。 ●児童受入促進事業 受入れが見込める民間及び市立保育所等に配置基準を上	保育課

No	事業名	事業の概要等	担当課
		回る保育士を配置して、年度途中の児童の受入を促進しています。また、定員の弾力化を活用し、利用定員を超えて年度途中の児童の受け入れを行う民間施設には補助額の上乗せを行います。 ●保育士処遇改善事業 市独自の保育士の処遇改善を実施し、市内保育所等における保育士の確保及び離職防止を図ります。 ●保育士宿舍借り上げ支援事業 保育士の家賃負担の軽減を図るため、民間保育所等が保育士の入居用に借り上げた宿舍の費用を補助して、保育士確保と離職防止に努めます。 ●待機児童ZEROプランR6PR 「待機児童ZEROプランR6」を様々な手法により広域で情報発信し、保育士の確保を図っています。 ●保育士の子どもの優先入所 月140時間以上、市内保育所等で就労又は就労予定の保護者の子どもの優先入所を行い、子どもを持つ保育士の確保を図ります。	
	幼児教育アドバイザーの配置	幼児教育・保育の質の向上を図るため、市立幼稚園に、園所の中核となって研修を実施するためのファシリテーション能力や新規採用者等経験の少ない教員への指導助言等を行う幼児教育アドバイザーを配置しています。また、大阪府が実施する幼児教育アドバイザー育成研修の受講推進と地域ブロック内での情報共有や相互理解を図る取組を行います。	学務課
	外国につながる幼児への支援・配慮	外国人のための相談窓口を設置するとともに「外国人のための生活ガイド」等を通じて、幼児教育・保育等の情報を提供しています。 幼稚園では、保護者と連携を取りながら、園児が園生活を円滑に送れるようにサポートしています。 保育所では、給食について、保護者の意向を聞き取り、対応できる範囲で、代替食を提供するとともに、クラス懇談会等の際に、保護者と保育士等の意思疎通が図れるよう、通訳ボランティアを派遣しています。 引き続き、民間団体等と連携し、外国につながる幼児への支援・配慮を行います。	市民活動振興室 保育課 学務課

No	事業名	事業の概要等	担当課
	乳幼児の絵本贈呈事業(With Books 事業 (HOP ステージ))	絵本を通して親子で共有する時間を増やし、共に学ぶ機会を提供し、本に親しみ、読み聞かせを通して大人と子どもとの愛着を形成し、成長の土台とするため、出生と同時に本市の市民となった乳児及び3歳になる年度までに転入した子に、1人あたり4冊の乳幼児向けの絵本を贈呈します。	子育て支援課
	絵本ふれあい事業 (With Books 事業 (HOP ステージ))	市内保育所等の児童・保護者と職員を対象に、絵本や読み聞かせに関する知識や興味の向上を図るため、年齢に合わせたおすすめの本や新刊の紹介、本の選び方や読み聞かせの方法など、絵本に関する講習会を実施します。	保育課
	図書館探検事業 (With Books 事業 (HOP ステージ))	市内保育所等の児童が市立中央図書館を訪問し、絵本の借り方等を経験することで、児童が図書館を知る機会とし、本に対する興味を高めます。	保育課
	保育所等保育料第2子以降の無償化	市独自の子育て支援策として、同一世帯の子ども全員をカウントし、特に負担感の大きい第2子以降の児童にかかる保育所等保育料を無償化することで、対象児童を養育する子育て世代の経済的負担の軽減を図ります。	保育課
	エージェンシー型教育 Act1 プラン	●ねやがわ保育セミナー 市内保育所等に就労している保育士等を対象として、年間を通じて保育に関する実務的なセミナーを開催して、保育士の資質向上及び保育士が働きやすいまちである PR に努め、保育士の確保・定着を図ります。 ●中堅期保育士キャリアアップ研修支援事業 中堅期保育士がより高度な知識、技術を取得するための支援として、民間保育所等に就労する中堅期保育士のキャリアアップ研修への参加に要する経費を支援し、保育の質の向上を図ります。 ●就学前教育・保育プログラム事業 0歳から15歳までの切れ目のない15年一貫教育・保育の実現に向け、市独自の就学前教育・保育プログラムに基づき、「考える力」を育成する“エージェンシー型教育・保育”を実施します。 ●保育補助者雇上強化事業 保育士の補助を行う保育補助者を雇い上げ、保育士の負担軽減とこれまで以上に子どもたちと向き合う時間の確保に取り組む民間施設への補助を行うことにより、就学前教育・保育の充実を図ります。	保育課

No	事業名	事業の概要等	担当課
	布団とおむつのサブスク事業	市立保育所・認定こども園において、午睡用布団のレンタルサービスと紙おむつの定額制利用サービスを導入し、保護者の負担軽減につなげます。	保育課
	きょうだい優先入所	きょうだいで同一園の利用を希望する場合、希望の園に受け入れ枠があれば、利用調整基準表の指数にかかわらず、きょうだいの同一園への入園を優先し、多子世帯の子育て負担の軽減を図ります。	保育課
	子育て支援員研修	保育士の配置基準の見直し、エージェンシー型教育・保育の実施など保育環境の変化に対応するため、子育て支援員研修を実施する。	保育課

(2) 多様な保育の提供

社会情勢の変化により、働き方は多様化しています。不規則な勤務や早朝・夜間の勤務など、保護者の就労状況も様々であり、それぞれのニーズに対応できる保育の体制整備が求められています。

小学校就学前子ども調査では、日常的、または緊急時もしくは用事の際に子どもをみてもらえる人が「いずれもない」と回答した保護者が13.7%となっています。また、直近の1年間に病気等で幼稚園や保育所の通常事業が利用できなかったことがある保護者は84.2%となっており、対処法としては「母親が仕事を休んだ」が73.7%と最も多くなっています。

子ども・保護者が病気のときや、保護者が用事やリフレッシュの時間をとりたいときなどに、子どもを一時的に預けられる事業のニーズは高いことから、今後も各家庭の状況に応じた、多様な保育の提供を通じて、保護者の負担軽減を図ります。

【関連事業の概要】

No	事業名	事業の概要等	担当課
	延長保育事業	保育所等で、通常の開所時間前後の時間に保育を行っています。	保育課
	一時預かり事業 (幼稚園型)(再掲)	私立幼稚園及び認定こども園(幼稚園部分)において、保護者の要請に応じて通常教育時間の前後や長期休業期間中等に、在園児の預かり保育を実施します。	子育て支援課
	一時預かり事業 (幼稚園型)の無償 化事業(再掲)	私立幼稚園及び認定こども園(幼稚園部分)に在籍する保育の必要性のある子どもが、通常教育時間の前後や長期休業期間中等に預かり保育を利用した際の利用料を無償化します(月額上限あり)。 (満3歳(3歳になった日から最初の3月31日まで)の子どもは市民税非課税世帯に限ります。)	保育課
	夜間保育事業	夜間に保護者が就労する場合等に保育を行っています。 保護者の保育ニーズに対応するため継続して実施します。	保育課
	休日保育事業	休日・祝日等に保護者が就労等の理由で、子どもの保育が常態的に困難な場合に保育を行います。	保育課
	一時預かり事業 (幼稚園型を除く)	保護者が、用事のあるときや病気のとき、リフレッシュしたいときなどに、保育所及び認定こども園並びにRELATIO(リラット)で子どもの一時的な保育を行います。	子育て支援課 子育てリフレッシュ館

No	事業名	事業の概要等	担当課
	子育て短期支援事業（ショートステイ等）	保護者が病気や就労等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を短期間（7日程度）預かるショートステイと保護者が仕事等により、帰宅が夜間になる場合や休日の勤務の場合に一時的に児童を預かるトワイライトステイを実施しています。 サービス利用を必要とする保護者が、必要な時に利用できるよう近隣の受入可能施設の情報把握と調整に努めます。	子育て支援課
	病児保育事業	保護者が就労等の理由で、病気や病気回復期の児童を保育できない際に、病院等に併設する保育施設で児童を預かる「病児対応型」と保育所等に通所中の児童が体調不良となった場合に、医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う「体調不良児対応型」を実施しています。病気や体調不良となった児童に対して、適切な保育を行える環境整備を進めます。	保育課
	ファミリー・サポート・センター事業	小学校6年生までの子どもの支援を受けたい人、支援を行いたい人を登録し、相互援助活動を行うためのコーディネート及び会員の資質向上のための講習等を実施しています。 事業の周知を進めるとともに、提供会員の更なる確保のために様々なイベントや地域の子育てサロンなどでの呼びかけを実施します。	子育てリフレッシュ館
	一時預かり等の無償化事業	保育の必要性のある児童の保護者が、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用した場合の利用給付（月額上限あり）を行います。（0歳から2歳までの子どもは市民税非課税世帯に限ります。）	保育課
	バイバイおむつ事業	保育所等における使用済おむつの持ち帰りを不要とし、利用する保護者の負担を軽減することで、子育て支援の充実を図ります。	保育課
	医療的ケア児保育支援事業	医療的ケアに関する技能及び経験を有する者（医療的ケア児保育支援者）を配置し、管内の保育所への医療的ケアに関する支援・助言や、喀痰吸引等研修等の受講を推奨するほか、市区町村において医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインを策定することで、安定・継続した医療的ケア児への支援体制を構築し、医療的ケアに関する技能及び経験を有する者（医療的ケア児保育支援者）を配置した事業所に対して補助します。	保育課

No	事業名	事業の概要等	担当課
	外国につながる 幼児への支援・配慮 (再掲)	外国人のための相談窓口を設置するとともに「外国人のための生活ガイド」等を通じて、幼児教育・保育等の情報を提供しています。 幼稚園では、保護者と連携を取りながら、園児が園生活を円滑に送れるようにサポートします。 保育所では、給食について、保護者の意向を聞き取り、対応できる範囲で、代替食を提供するとともに、クラス懇談会等の際に、保護者と保育士等の意思疎通が図れるよう、通訳ボランティアを派遣します。 引き続き、民間団体等と連携し、外国につながる幼児への支援・配慮を行います。	市民活動振興 室 保育課 学務課

2 就学後の子どもの健全育成

(1) 放課後の居場所づくりの推進

共働き家庭やひとり親家庭の増加により、放課後や長期休暇中に子どもが安全に過ごせる場所の必要性が高まっていることから、全国的にみると、令和6年には、放課後児童クラブ（学童保育）に希望しても入れなかった児童が過去最多を更新しました。

国においては、放課後児童対策を一層強化し、こどもウェルビーイングの向上と共働き・共育での推進を図るため、「放課後児童対策パッケージ」をまとめ、放課後児童対策を進めています。

本市でも留守家庭児童会の利用児童数は年々増加しており、小学校就学前子ども調査（5歳児の保護者）の結果でも、小学校1～3年生の間、放課後を過ごさせたい場所として「留守家庭児童会」を挙げている割合が54.2%、小学校4～6年生では28.4%となっています。いずれも、前回調査から増加しています※。

小学校の学童期は、言語能力や認識力も高まり、子ども同士の集団活動や多様な体験・活動を通して、社会性や自己肯定感を身につけていきます。子どもたちが安全に過ごすことができ、様々な体験活動の機会となる放課後における居場所づくりを計画的に進めます。

※前回調査では小学校1～3年生が32.1%、小学校4～6年生が20.3%（前回調査は平成30年度に実施した小学校就学前子ども調査）。

【関連事業の概要】

No	事業名	事業の概要等	担当課
	放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、学校の放課後及び長期休業等に適正な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図っています。 保育環境の向上に向け、余裕教室の確保や児童指導員等の確保に努めます。	社会教育推進課
	放課後子供教室推進事業	小学校の放課後等に、学習支援や校庭開放、スポーツ・文化等のプログラムを提供し、主体的な体験活動ができる場を提供し、児童の安全・安心な居場所を確保するとともに、健全育成を図っています。 放課後児童対策事業の一体的な取組を進めるために、実行委員会組織づくりや人材確保を支援します。	社会教育推進課
	子ども食堂支援事業	子どもの居場所づくり及び地域で子どもを見守る環境を整備するため、子ども食堂を開設・運営する団体を支援しています。 市域全体に活動が広がるよう、実施を検討している団体からの相談に応じるとともに、社会福祉協議会等と連携し、子ども食堂の周知等を行います。	こどもを守る課

(2) 幼・保・小の連携強化

就学前教育・保育施設の種類や家庭、地域の状況に関係なく、すべての子どもが小学校入学後も安心して学べる環境をつくるためには、幼児期の教育と小学校以降の教育の円滑な接続が重要となります。その実現のためには、関係機関が連携し、連続性・一貫性を持って小学校就学前後の接続期の教育を充実させることが求められます。

本市では、幼稚園教諭、保育士、小学校教員による合同意見交流会の実施により、相互理解や子どもの状況の共有を進めています。接続期における課題についての勉強会や研修等を実施し、就学前教育・保育と小学校教育の円滑な接続に向けて検討を重ねてきました。また、全市的に小中一貫教育に取り組み、義務教育期間を見通した継続性・系統性・計画性のある「ねやがわ教育」の推進に加えて、就学前を含む0歳から15歳までの15年一貫教育・保育により、自分で考え自分で判断できる、自立した人間への成長を支えることを目指しています。

今後も、関係者と連携し、幼児期から小学校への架け橋期の教育の充実に向けて取り組んでいきます。

【関連事業の概要】

No	事業名	事業の概要等	担当課
	教育に関する調査研究事業	子どもたちに学ぶ習慣と学び続ける力を身につけさせる「ねやがわスタンダード」の確立を目指し、各分野で調査・研究を推進します。また、研究成果の報告会等の実施を通して、研究内容を学校園に広く周知することで、より質の高い教育の充実に努めます。	総合教育研修センター
	小学校就学前児童と小学生との交流	幼稚園教諭、保育士、小学校教員の合同研修、交流等を通して、相互の指導内容や地域の子どもの状況を共有し、連続したきめ細かな教育の実現に努めています。また、就学前児童と小学生との交流により、コミュニケーション能力の向上等互いの成長支援を行っています。 継続的な取組により成果が現れてきており、異年齢交流の機会の充実に努めています。	保育課 学務課 教育指導課
	英語村（英語力向上プラン）事業	市内幼稚園、保育所園、認定こども園の5歳児を対象に、外国人英語講師による英語活動の体験を通じて、就学前の子どもが英語に親しむことで、英語の楽しさを味わい、小学校の外国語活動（国際コミュニケーション科）への効果的な接続を図っています。	総合教育研修センター
	学校連携配送事業	児童・生徒が教科学習や調べ学習で活用できるよう、1回あたり約100～200冊の図書を、月1回、中央図書館から各学校へ配送するとともに、児童・生徒のタブレットから予約された中央図書館の本を週1回、各小中学校へ配送します。	中央図書館

3 障害児支援の充実

医療的ケア児などを含む障害児支援ニーズが多様化、複雑化し、その対応が求められるなかで、障害児支援・サービスの実施主体も多様化しています。そのため、公と民の連携のしくみの充実と児童発達支援センターの機能強化等を含む療育システムの充実が課題となっています。また、障害児相談実施体制の確保や、障害児や保護者などへの効果的な支援、地域や保護者同士の支えあいの仕組みづくりも必要となっています。

教育においては、発達障害や医療的ケア児なども含めた多様なニーズに対応する、インクルーシブ（ともに学ぶ）教育の視点に立った障害児の教育、支援体制の充実とともに、ともに学び、暮らす「インクルージョン」の視点もふまえた放課後支援の推進が必要です。

本市では、令和6年3月に「寝屋川市障害福祉計画（第7期計画）」と一体的に「寝屋川市障害児福祉計画（第3期計画）」を策定し、子ども・子育て支援と連動した切れ目のない障害児支援体制の整備を目標に掲げています。

児童発達支援センターの中核的機能を活かし、自立支援協議会の障害児部会を通じて公・民の多様な機関が連携、協働する、障害児支援のネットワークを拡充するとともに、すべての子どもが地域のなかでともに過ごし、学ぶことを通じて成長するよう、インクルージョンの取組をあらゆる場面で進めるための情報発信や支援を関係機関等が連携して推進します。

【関連事業の概要】

No	事業名	事業の概要等	担当課
	児童発達支援センター（あかつき・ひばり園）における早期療育・訓練・相談事業	指定管理者による運営管理のもとで、就学前障害児を対象に、日常生活の支援や保育、発達の状況を踏まえた療育を行っています。 また、保育・訓練・相談・施設支援等、寝屋川市の療育システムの中核として、療育水準の維持・向上に加え、各事業所へのスーパーバイズや地域のインクルーシブの推進を図ります。	子育て支援課
	児童発達支援事業（どんぐり教室等）	ことばの遅れや発達上の課題のある乳幼児の療育及び保護者への助言や支援を実施しています。 児童発達支援センターや幼稚園等との連携を図るとともに、療育を専門とする専門職（児童指導員・保育士）の確保・育成ならびに児童発達支援管理責任者の育成を進めます。	子育て支援課

No	事業名	事業の概要等	担当課
	放課後等デイサービス事業	学校通学中の障害児が、授業の終了後又は休業日に、放課後等デイサービス事業所に通って、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流を図っています。 適正な支給決定に基づき、事業所での訓練等を通じて、障害児の自立促進及び居場所づくりを推進します。	障害福祉課
	障害児保育	幼稚園・保育所・認定こども園・留守家庭児童会において、肢体不自由児、知的障害児、発達障害児等を含め、育ち合いの保育を実施しています。 配慮を必要とする児童の状況に応じて適切な保育・教育環境が確保できるよう、加配教員・保育士の配置を行います。また、留守家庭児童会においては、障害特性の理解に関する指導員の研修実施や加配を行います。	保育課 学務課 社会教育推進課
	巡回相談	幼稚園・保育所等に在籍している障害児等の発達診断・相談を幼稚園・保育所等において実施しています。 関連部署や専門機関との連携により、保育内容の充実に向けた取組を進めるとともに、発達相談担当職員（公認心理師、臨床心理士、臨床発達心理師等）の確保・育成に取り組めます。	子育て支援課
	居宅介護	障害児の居宅における入浴、排せつ及び食事等生活全般にわたる援助を行っています。 適正な支給決定に基づき、ホームヘルプサービスを通じて、障害児及び障害者の自立生活への支援を行います。	障害福祉課
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障害児に対し、地域における社会参加を促すことを目的に、外出支援を行っています。 外出時の支援を通じて、障害児及び障害者の地域生活における自立と社会参加を支援します。	障害福祉課
	保育所等訪問支援	障害児施設で指導経験のある専門スタッフが、保護者からの依頼に基づき、保育所等を訪問し、障害児や保育所等のスタッフに対し、集団生活における障害児支援について専門的な見地からのアドバイスを行っています。 専門スタッフのノウハウを伝達することにより、障害児保育の質の向上を図ります。	障害福祉課 子育て支援課
	就学相談等小学校との連携	小学校就学前子ども・保護者への就学相談と、入学後の相談支援を行っています。 支援学級見学会、教育相談を通して学校と保護者との間で合理的配慮についての合意形成を行うとともに就学後の継続的な支援を行います。	子育て支援課 教育指導課

No	事業名	事業の概要等	担当課
	短期入所	家族等が疾病等を理由に、一時的に居宅において介護ができなくなった場合に、一時的に障害者支援施設等に入所する事業を行っています。 短期間の入所支援を通じて、障害児及び障害者の生活支援と家族等の介護を支援します。	障害福祉課
	サポート手帳の活用	一人ひとりの成長を記録する「はちかづきノート」、支援を受ける際の注意点等を記入する「知って帳」を活用して、成長段階に応じた支援が切れ目なく適切に行えるよう努めています。 サポート手帳の周知を図るとともに、支援学校、教育委員会、保育所等関係機関や保護者に働きかけて、有効に活用されるよう努めます。	障害福祉課
	寝屋川市自立支援協議会の機能の充実	乳幼児期からのライフステージを通じた継続的な支援を充実させることを目的に、地域の障害者支援関係機関のネットワークである寝屋川市自立支援協議会に障害児部会を設置し、サポート手帳をツールとして活用するなど、障害児支援関係機関の連携を強化しています。 障害児の支援にかかる社会資源及び療育システムについて関係機関との情報共有を迅速に行い、将来を見通した適切なサービスを選択・利用できるよう努めます。	障害福祉課
	子ども用補聴器電池交換費用助成事業	18歳未満の難聴児の保護者に対し、子育て支援の一環として、補聴器電池交換費用の一部を助成しています。 制度を周知し、保護者の経済的負担軽減を図ります。	障害福祉課
	難聴児補聴器等交付事業	18歳未満の難聴児を育てている保護者に対し、補聴器購入費等の一部を助成しています。 制度を周知し、福祉の増進と保護者の経済的負担軽減を図ります。	障害福祉課
	発達障害児者及び家族等支援事業	保護者が子どもの発達障害等の特性を理解することや、適切に対応するための知識や方法を身につけることを支援するため、ペアレント・プログラム（保護者に対するグループ支援型プログラム）を実施しています。 教育機関とも連携して、より効果的にプログラムを実施できるよう検討します。	障害福祉課
	小児慢性特定疾病医療費助成（再掲）	小児慢性特定疾病児に対し、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、治療に係る医療費の自己負担分の一部の助成を行います。	子育て支援課 市民サービス部（医療助成担当）

No	事業名	事業の概要等	担当課
	小児慢性特定疾病 児童等自立支援事 業（再掲）	小児慢性特定疾病児童等及びその家族に対し、情報の提 供や相談等の支援を行い、また関係機関との連絡調整を行 うことで、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育 成及び自立（律）促進を図ります。	子育て支援課

基本方針 3 地域で子育てを支える

1 子育て支援の場の充実とネットワークづくり

地域の人間関係の希薄化が進むなか、身近な地域で子どもや保護者が交流し、つながりづくりや情報交換を行うことは、子どもの健やかな成長、保護者の不安感・孤独感の軽減にもつながるなど、子育て支援に大きな意味を持っています。

本市では、地域子育て支援拠点（地域子育て支援センター、つどいの広場）を全中学校区に設置し、保護者や子どもに仲間づくりや子育てに関する情報交換の機会を提供するとともに、地域における子育て関連情報の発信、子育ての相談支援など、身近な場所で、気軽に立ち寄ることができる子育て支援の充実に取り組んでいます。

また、子育て総合支援拠点RELATTO（リラット）では、屋内の遊び場スペースや一時保育、様々な講座・イベントの開催、子育てコンシェルジュによる相談支援や情報提供等を実施しています。

市内の各地域では、幼稚園、保育所等における園庭開放や育児相談のほか、地域住民による子育てサロンや子育てサークルなど、乳幼児と保護者が利用できる様々な取組が実施されています。

今後も保護者にとって身近な情報提供、相談、交流の場として、さらに利用しやすい支援事業の取組を推進するとともに、地域の団体との連携に取り組めます。

【関連事業の概要】

No	事業名	事業の概要等	担当課
	地域子育て支援拠点事業	就学前までの子どもとその保護者を対象にした「子育て支援センター」、概ね3歳未満の子どもとその保護者を対象とした「つどいの広場」において、交流の場の提供、子育てに関する相談、情報提供等を実施しています。	子育て支援課
	利用者支援事業（再掲）	子どもやその保護者に身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び相談対応・助言とともに、必要に応じて関係機関との連絡調整を行い支援につなげます。 RELATTO（リラット）の子育てコンシェルジュや他機関との連携による支援を充実させるとともに、地域の子育て支援に対するニーズの把握に努めます。 市長部局「監察課」がいじめの初期段階から積極的に関与し、早期に調査・対応を行うことにより、いじめの早期解決を図るとともに、いじめ通報促進チラシの配布等の攻めの情報収集によるいじめの抑止及び早期発見を図ります。	子育て支援課 子育てリフレッシュ館 保育課 教育指導課 監察課

No	事業名	事業の概要等	担当課
	幼稚園の地域開放、ふれあい文庫	幼稚園における園庭及びふれあい図書ルームの開放を通じ、子育て相談や未就園児の来園機会を提供しています。 ふれあい文庫を地域の未就園児の集いの場として、また親子のふれあいの場として今後も活用し、未就園児と保護者の仲間づくりにつなげます。	学務課
	子ども読書活動の推進	赤ちゃんとお母さんが一緒に楽しめる絵本の講座の開催等、図書館での絵本の読み聞かせ等を実施しています。 子どもが読書に関心を持つきっかけづくりとして、読書通帳を配布しています。 おはなしの入門講座や絵本の読み聞かせ講座を通じて、子ども読書活動推進を担う人材の育成に取り組みます。	中央図書館
	地域子育て支援事業	保育所等において、地域の就学前までの子どもとその保護者を対象として、所庭開放、広場、育児教室、育児相談、体験保育、出前保育、子育てサークル支援等、地域の子育て支援を行っています。 保育を通じて蓄積された子どもの育ちや子育てに関する知識・技術等を生かし、保護者の相談対応を通じて子育て不安や負担軽減に努めています。	子育て支援課 子育てリフレッシュ館
	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）（再掲）	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、乳児と保護者の状況及び養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供とともに、支援が必要な家庭に対して適切な子育て支援へつなげます。 訪問員連絡会を定期的に行い、研修などを通じて訪問員の資質向上を図るとともに、伴走型支援、専門職の支援やオンラインでの相談等を充実します。	子育て支援課
	子育て応援サポーター事業	子育て応援サポーター（保育士）が子育て支援施設への同行や情報提供を行うことで、子育て家庭の孤立防止に努めています。 サポーターが研修の受講や地域子育て支援拠点連絡会議への参加などを通して、資質向上と関係機関との連携強化を進めます。	子育て支援課
	子育て応援リーダー事業	地域の子育て支援を担う人材を育成して、リーダーズバンクに登録し、地域の子育て支援活動を行うことで、地域の子育て支援の充実を図り、子育て中の保護者の不安や負担感の軽減に努めています。 様々な活動に対応するため、研修などを通じてリーダーの資質向上に努めるとともに、新たなリーダーの養成に取り組みます。	子育て支援課

No	事業名	事業の概要等	担当課
	子育てリフレッシュ館の運営	子どもや保護者のリフレッシュを図るため、平成 30 年度に開設したRELATTO（リラット）で、一時預かり事業、遊びスペース、リフレッシュ講座等の運営を行っています。 市内外に、館の魅力や取組を、様々な媒体を活用して情報発信を行います。	子育てリフレッシュ館
	子育て世代包括支援事業（再掲）	令和 6 年 4 月から、こども家庭センター「ねやっ 〇〇相談ステーション」を設置しています。保健福祉センター及びRELATTO（リラット）においては、こども家庭センターの母子保健機能として、児童福祉分野と連携を図り、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行います。 本市の独自の取組として、妊娠期からの母乳育児支援を実施します。	子育て支援課
	キッズ・スマイル・パーク（遊びスペース）使用料減免（多子世帯応援事業）	多子世帯の負担感の軽減等を図るため、市内に住所を有する、多子世帯における第 2 子以降の子どもに係るキッズ・スマイル・パーク（遊びスペース）使用料を減免し、事業開始を PRしながら、利用を促します。	子育てリフレッシュ館

2 保護者に寄り添う支援の実施

少子高齢化の進展や核家族化等に伴い、幼い子どもと接する経験が少ない保護者が増加していることに加え、身近に相談できる相手がいない、子育ての大変さに対する周囲の理解がないなどの理由で、保護者の育児に対する不安感や負担感、孤独感が増大している状況があります。また、SNS等で情報を得る保護者も多いなか、情報量の多さや情報の曖昧さから、不安を増大させるケースもあります。

本市のニーズ調査では、子育てを「つらいと感じることが多い」と回答した人が、小学校就学前子ども調査で3.7%、小学生調査で3.8%、「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」と回答した人が、小学校就学前子ども調査で27.6%、小学生調査で32.5%となっています。また、子育てが地域の人に支えられていると感じない人が、小学校就学前子ども調査で29.7%、小学生調査で33.1%となっており、身近な地域で気軽に相談できる人がいない保護者が少なからず存在している様子がうかがわれます。

プッシュ型、アウトリーチ型も含めて、保護者がどのようなことでも相談できる機会をつくり、孤立化や不安感の軽減につなげる保護者支援の取組を進めます。

【関連事業の概要】

No	事業名	事業の概要等	担当課
	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）（再掲）	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、乳児と保護者の状況及び養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供とともに、支援が必要な家庭に対して適切な子育て支援へつなげます。 訪問員連絡会を定期的に実施し、研修などを通じて訪問員の資質向上を図るとともに、伴走型支援、専門職の支援やオンラインでの相談等を充実します。	子育て支援課
	子育て応援サポーター事業（再掲）	子育て応援サポーター（保育士）が子育て支援施設への同行や情報提供を行うことで、子育て家庭の孤立防止に努めています。 サポーターが研修の受講や地域子育て支援拠点連絡会議への参加などを通して、資質向上と関係機関との連携強化を進めます。	子育て支援課
	子育て応援リーダー事業（再掲）	地域の子育て支援を担う人材を育成して、リーダーズバンクに登録し、地域の子育て支援活動を行うことで、地域の子育て支援の充実を図り、子育て中の保護者の不安や負担感の軽減に努めています。 様々な活動に対応するため、研修などを通じてリーダーの資質向上に努めるとともに、新たなリーダーの養成に取り組めます。	子育て支援課

No	事業名	事業の概要等	担当課
	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要である家庭に対し、保育士、保健師等が計画的・継続的に訪問支援等を行い、適切な養育を実施しています。 家庭の抱える課題が多様化し、リスクの高い家庭に対応することもあるため、関係機関と連携した取組を進めます。	子育て支援課
	子育て世帯訪問支援事業	出産後、親族等の支援がない家庭や、保育士等が訪問している養育困難家庭、ヤングケアラー家庭等に対し必要に応じて訪問支援員を派遣し、自立に向けての支援を行っています。 利用希望の増加に対応できる体制と利用者の利便性の向上に努めます。	こどもを守る課 子育て支援課
	こども相談	18歳未満の子どもやその保護者の様々な問題や悩みの相談対応を行っています。児童虐待相談は、通告受理機関の一つとして、虐待通報があった場合は、他機関とも連携して対応します。 相談先の周知徹底とともに子どもが相談しやすい方法や体制を強化します。	こどもを守る課
	家庭教育サポーター派遣事業	地域の子育て経験者や専門家による「家庭教育サポートチーム」を設置し、小学校と連携して、支援が必要な家庭に対して訪問・相談活動・児童支援を行っています。 サポーターの資質向上に努めるとともに、効果的な活用ときめ細かな家庭教育支援を推進します。 夏季休業中に児童生徒支援人材と連携して、小学1年生全員に電話連絡及び家庭訪問を行います。	社会教育推進課
	家庭教育学級事業	子育て世代の市民を対象に、家庭教育の充実を図るため、情報・学習の場の提供や交流・仲間づくりを目的に、各小学校において保護者や地域の方を対象とした家庭教育講座を実施するとともに、家庭教育支援者向けの連続講座を実施しています。 より多くの市民の参加を促すため、小学校等と連携して周知と内容の充実を図ります。	社会教育推進課

No	事業名	事業の概要等	担当課
	こども家庭センター事業	令和6年4月から、こども家庭センター「ねやっCo相談ステーション」を設置しています。こども家庭センターとして児童福祉機能と母子保健機能の一体的な運用を図り、すべての妊産婦、子ども及びその家庭に、妊娠期から子育て期における切れ目ない支援を提供できる体制を構築するとともに、児童虐待等防止を一層促進するため、子ども関係施策を担当する庁内関係課の実務的な連携強化等により、課題を抱える家庭等の早期把握・早期対応を図ります。	こどもを守る課

3 地域全体で取り組む子育て支援

地域の人間関係の希薄化が進み、地域における子育て力が低下している状況のなか、「すべての子どもと子育て家庭」への支援を実現するためには、地域の多様な団体や市民が、子どもと子育て家庭への支援の重要性に対する関心や理解を深め、協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。日常的な地域とのつながりや見守り、周囲の人の支えは、保護者の不安や負担を軽減し、子どもが様々な大人とのかかわりを通じて社会性を身につけたり、多様な考えに触れたりする機会となります。

本市では、校区福祉委員会等が運営する子育てサロンや子育て支援団体、育児サークル等がそれぞれ工夫を凝らしながら、子育て家庭の交流や相談の場を提供しています。また、地域教育協議会（すこやかネット）は、学校・家庭・地域が協働して教育コミュニティづくりを進め、顔と名前が一致する人間関係を築くなかで「地域の子どもは地域で育てる」という機運を醸成することを目的に、中学校区ごとのそれぞれの地域で特色のある活動に取り組んでいます。

さらに、地域における見守り活動や赤ちゃんの駅の設定などを通じて、保護者や子どもが安心して過ごすことのできる地域づくりに取り組んでいます。

今後も地域で活動する団体、幼稚園、保育所等、地域子育て支援拠点、学校等の関係機関、そして地域住民が連携し、「地域の子ども」として、子どもや子育て家庭を見守るとともに、子ども連れでも安心して外出できる地域環境づくりを進めます。

【関連事業の概要】

No	事業名	事業の概要等	担当課
	地域における子育て支援	校区福祉委員会等が地域の会場で運営する子育てサロン等、地域の子育て支援団体と連携し、子育て家庭に身近な場所での子育て支援の提供及び地域と子育て家庭の交流に結びつけるよう努めています。	子育て支援課
	ファミリー・サポート・センター事業（再掲）	小学校6年生までの子どもの支援を受けたい人、支援を行いたい人を登録し、相互援助活動を行うためのコーディネート及び会員の資質向上のための講習等を実施しています。 事業の周知を進めるとともに、提供会員の更なる確保のために様々なイベントや地域の子育てサロンなどでの呼びかけを実施します。	子育てリフレッシュ館

No	事業名	事業の概要等	担当課
	子育て応援リーダー事業（再掲）	地域の子育て支援を担う人材を育成して、リーダーズバンクに登録し、地域の子育て支援活動を行うことで、地域の子育て支援の充実を図り、子育て中の保護者の不安や負担感の軽減に努めています。 様々な活動に対応するため、研修などを通じてリーダーの資質向上に努めるとともに、新たなリーダーの養成に取り組めます。	子育て支援課
	子育て支援グループの育成	各地域子育て支援拠点や保育所等で活動する自主サークル、ボランティアグループを支援するとともに、団体・自主活動の立ち上げを促進しています。 サークル活動のPRを行い、活動の活性化と活動グループの増加を促します。	子育て支援課 子育てリフレッシュ館
	地域人材との連携	地域の人材と連携して、多様な体験活動を実施し、人とのふれあいを通して、感性豊かで思いやりのある子どもを育むとともに、子どもや子育て家庭と地域の人との関係づくりを行っています。 豊かな地域社会づくりを推進し、市民の生涯学習活動内容の充実にも努めます。	保育課 学務課 社会教育推進課
	子どもの安全対策（地域の見守り活動）	学校園等における安全管理の徹底や地域によるパトロールなど、より強固な子どもを守る地域ネットワークの構築に努めています。 また、「こども 110 番の家」の設置協力や「こども 110 番連絡車」（市公用車等）・「地域パトロールカー」による見回り等、子どもたちを地域で見守る意識を高め、子どもたちの安全確保に努めています。	社会教育推進課
	赤ちゃんの駅	市内の公共施設等にオムツ交換や授乳ができるスペースを確保するとともに、イベント時に「移動式赤ちゃんの駅」の貸し出しを行い、乳幼児連れの保護者が安心して外出を楽しめる環境を整えています。 赤ちゃんの駅の周知を図り、民間の店舗にも協力を呼びかけて、設置箇所、貸出数の拡大に努めます。	子育て支援課
	子ども食堂支援事業（再掲）	子どもの居場所づくり及び地域で子どもを見守る環境を整備するため、子ども食堂を開設・運営する団体を支援しています。 市域全体に活動が広がるよう、実施を検討している団体からの相談に応じるとともに、社会福祉協議会等と連携し、子ども食堂の周知等を行います。	こどもを守る課

No	事業名	事業の概要等	担当課
	ファミリー・サポート・センター事業利用料減免（多子世帯応援事業）	多子世帯の負担感の軽減等を図るため、市内に住所を有する、多子世帯における第2子以降の子どもに係るファミリー・サポート・センターの利用料を減免し、事業開始をPRしながら利用を促し、適切に補助金の交付を行います。	子育てリフレッシュ館

基本方針 4 支援が必要な家庭を支える

1 児童虐待の防止

子どもの虐待の背景には、保護者が子どもや子育てに対する知識・経験が不十分で未成熟である、保護者自身が十分な愛情を受けて育っていない、保護者の社会的孤立、家庭の経済的困窮、家族の不和、保護者の心身の健康状態、子どもの障害や疾病による育児負担など様々な要因が関係しています。

児童相談所における児童虐待相談対応件数は年々増加しており、令和4年度は214,843件で、そのうち半数を占める心理的虐待に係る相談対応件数、警察等からの通告が増加傾向にあります。

こうした背景を踏まえ、令和4年6月には、児童等に対する家庭及び養育環境に対する支援を強化し、児童の権利擁護を推進するため「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立しました。改正により、市区町村ではすべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとされました。

本市では、令和6年4月にこども家庭センター「ねやっC o相談ステーション」を設置し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な相談支援を実施しています。要保護児童対策地域協議会においては、被虐待児に加え、虐待の発生リスクの高い児童や支援を要する妊婦を対象とし、妊娠期からの支援を継続実施しています。

また、令和6年6月に施行された「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」では、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記されました。

今後も地域の協力と関係機関との連携により、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応や虐待を受けた子どもに対するサポート等、総合的な支援を実施していくとともに、ヤングケアラーの早期発見と適切な支援に取り組みます。

【関連事業の概要】

No	事業名	事業の概要等	担当課
	要保護児童対策地域協議会	児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応を図るため、「寝屋川市要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関や地域との連携強化に取り組み、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応につなげています。 オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンを通じて市民への周知啓発を図るとともに、会議への参加や研修会への実施を通して、地域全体での見守り体制の強化を図ります。	こどもを守る課

No	事業名	事業の概要等	担当課
	こども相談（再掲）	18 歳未満の子どもやその保護者の様々な問題や悩みの相談対応を行っています。児童虐待相談は、通告受理機関の一つとして、虐待通報があった場合は、他機関とも連携して対応します。 相談先の周知徹底とともに子どもが相談しやすい方法や体制を強化します。	こどもを守る課
	子育て短期支援事業（ショートステイ等）（再掲）	保護者が病気や就労等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を短期間（7日程度）預かるショートステイと保護者が仕事等により、帰宅が夜間になる場合や休日の勤務の場合に一時的に児童を預かるトワイライトステイを実施しています。 サービス利用を必要とする保護者が、必要な時に利用できるよう近隣の受入可能施設の情報把握と調整に努めます。	子育て支援課
	こども家庭センター事業	令和6年4月から、こども家庭センター「ねやっ Co 相談ステーション」を設置しています。こども家庭センターとして児童福祉機能と母子保健機能の一体的な運用を図り、すべての妊産婦、子ども及びその家庭に、妊娠期から子育て期における切れ目ない支援を提供できる体制を構築するとともに、児童虐待等防止を一層促進するため、子ども関係施策を担当する庁内関係課の実務的な連携強化等により、課題を抱える家庭等の早期把握・早期対応を図ります。	こどもを守る課
	ヤングケアラー支援事業	ヤングケアラー（本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども）が居る家庭に訪問支援員を派遣し、適切な支援につなぐことにより、子どもの健全な成長を支援します。	こどもを守る課

2 ひとり親家庭の自立支援の推進

本市におけるひとり親家庭の数は減少傾向にあります。令和2年度末時点で1,500世帯を超えています。

全国的には、ひとり親家庭の相対的貧困率は約5割にのぼっており、特に母子家庭の母親の平均年間就労収入は父子家庭の父親の半分以上となっています。全国ひとり親家庭等調査（令和3年度）によれば、母子家庭においては「家計」や「仕事」など経済状況に関する悩みが多く、父子家庭においても「家計」や「家事」などに関する悩みが多い傾向となっています。

本市においても、児童扶養手当現況届時の面談において、子どもの進学にかかる学費などの経済的な不安、家庭状況や健康状態により就業したくてもできない又は仕事が見つからないといった就業の悩みなど、様々な問題を抱えていることを確認しています。

今後もひとり親家庭が安心して暮らしていけるよう、支援施策に取り組めます。

【関連事業の概要】

No	事業名	事業の概要等	担当課
	母子生活支援施設への入所支援	母子家庭の母及び児童を母子生活支援施設へ入所させ、保護するとともに、自立生活に向けた支援を行います。	こどもを守る課
	児童扶養手当の支給	ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、ひとり親家庭の親に手当を支給します。	こどもを守る課
	母子・父子自立支援員による相談の充実	ひとり親家庭の福祉の向上を図ることを目的として、ひとり親家庭への相談・情報提供を行うとともに、必要な指導・助言などを行います。	こどもを守る課
	自立支援プログラムの策定（地域就労支援）	個々のひとり親家庭の方の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークなど関係機関と連携して、きめ細かな就業支援等を行います。	こどもを守る課
	母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給	ひとり親家庭の方の就職に結びつく教育訓練講座を受講した場合に、受講費用の一部を給付金として支給します。	こどもを守る課
	母子家庭等高等職業訓練促進給付金の支給	ひとり親家庭の方が看護師や介護福祉士等の資格を取得するために1年以上養成機関で修業する場合に、受講期間中の生活費として給付金を支給します。	こどもを守る課
	母子父子寡婦福祉資金貸付制度	ひとり親家庭の方の経済的自立を図るため、子どもの進学費用や親自身の技能習得などに必要な資金を貸し付けます。	こどもを守る課

No	事業名	事業の概要等	担当課
	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭の方が疾病や残業など社会的な理由や自立し促進のための理由（技術習得のための通学、就職活動等）により、日常生活に支障がある場合に、ヘルパーを派遣し、家事援助を行います（1家庭あたり、原則年10回まで。利用世帯の区分により、利用者負担あり）。	こどもを守る課
	母子家庭等就業・自立支援センター事業	ひとり親家庭等の自立支援を図るため、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等、一貫した就業支援サービスの提供を行うとともに、弁護士等のアドバイスを受け養育費の取決めなどの専門的な相談を行います。	こどもを守る課
	ひとり親家庭医療費の助成	ひとり親家庭の方に対し、必要とする医療が受けやすくなるよう、保険診療分の医療費の一部を助成します。	市民サービス部（医療助成担当）
	養育費等相談支援	子どもの養育費や親子交流など、離婚時に決めておくべき内容、公正証書作成等の手続きについて、弁護士相談（無料）を行います。	こどもを守る課
	養育費・面会交流に関する公正証書作成等促進補助金	離婚を考える父母やひとり親家庭の親等に対し、離婚後も子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、養育費の支払や親子交流に関する取り決めに公正証書（債務名義）化するのに要した費用を助成します。	こどもを守る課
	養育費・面会交流に関する裁判外紛争解決手続利用料補助金	養育費の支払や親子交流に関する取り決めについて、公正な第三者（ADR事業者）が関与して訴訟手続によらず解決を図る手続を利用した場合に要した費用を助成します。	こどもを守る課

3 子どもの貧困対策の推進

生まれ育った家庭や様々な事情から、健やかな成長に必要な生活環境や教育の機会が確保されていない子どもの存在が社会問題となり、国では「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定され、様々な取組が進められてきました。令和6年6月には、同法が改正され「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」とされました。改正法では、子どもの貧困の解消に向けた対策は、「こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない」こと、及び「貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない」ことが明記されました。

子どもの貧困は、経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面など様々な面において、子どものその後の人生に影響を及ぼすことから、貧困の連鎖を断ち切るためには、子育てや貧困の問題を家庭のみの責任とするのではなく、社会全体で解決することが求められます。

本市においても、教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援を始めとした様々な観点から、関係課と連携し、子どもの貧困対策に取り組めます。

【教育の支援】

No	事業名	事業の概要等	担当課
	幼児教育・保育の無償化事業（再掲）	3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの市民税非課税世帯の子どもの私立幼稚園の保育料（月額上限25,700円）、保育所等、認定こども園の保育料を無償化しています。また、保育所等を利用していない保育の必要性のある児童の認可外保育施設等の利用について利用給付（月額上限あり）を行います。	保育課
	幼児教育アドバイザーの配置（再掲）	幼児教育・保育の質の向上を図るため、市立幼稚園に、園所の中核となって研修を実施するためのファシリテーション能力や新規採用者等経験の少ない教員への指導助言等を行う幼児教育アドバイザーを配置しています。また、大阪府が実施する幼児教育アドバイザー育成研修の受講推進と地域ブロック内での情報共有や相互理解を図る取組を行います。	学務課
	スクールソーシャルワーカーの配置	スクールソーシャルワーカーを配置し、学校における関係機関と連携した取組を支援し、早期解決に向けた「福祉的アプローチ」を学校に取り入れています。	教育指導課

No	事業名	事業の概要等	担当課
	児童生徒支援人材の配置	小・中学校に生活・生徒指導のための人材を配置し、教員と連携して家庭訪問や学習面の支援を行い、ケース会議を通じた対応の検討により、子ども家庭総合支援拠点等との連携による支援を行います。	教育指導課
	キャリア教育	児童生徒一人ひとりの勤労観・職業観を育てる教育を進めます。	教育指導課
	特別支援教育就学奨励費	市立小・中学校に在籍する障害のある児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、援助を行います。	教育政策総務課
	義務教育就学援助奨励費	経済的な理由によって、子どもの学校費用にお困りの保護者に対し、援助を行います。	教育政策総務課
	生活保護制度に係る高等学校等就学費の支給	高等学校等に就学し卒業することが、当該世帯の自立助長に効果的であると認められる場合について、原則、当該学校における正規の修学年限に限り、基本額、教材代、授業料、入学料及び入学考査料、通学のための交通費、学習支援費について、一定の基準額以内の金額を支給します。	保護課
	生活保護世帯の高校生等のアルバイト収入等の収入認定除外	子どもの自立意欲を促し、早期自立を目的に、高等学校等に就学中の就学収入（アルバイト等）について、卒業後の就労・就学のため必要であり、生活態度等から学業に支障がないことや早期の保護脱却に関する本人の希望や意思が明らかであることなど、特に自立助長に効果があると福祉事務所が判断した方を対象に、必要最小限度の額を収入認定除外として取り扱います。	保護課
	生活保護受給世帯の子どもの学習塾等費用の収入認定除外	生活保護受給世帯に入る自立更生のための恵与金、災害等による補償金、保険金もしくは見舞金、指導指示による売却収入又は死亡による保険金のうち、当該世帯の自立更生を目的とする小学生、中学生の入学の支度、学習図書、運動用具等の購入、珠算課外学習、学習塾費、修学旅行参加等就学に伴って社会通念上必要と認められる用途に充てられる最小限度の実費額を収入認定除外として取り扱います。	保護課
	生活保護制度に係る進学準備給付金	高校卒業後の大学や専門学校へ進学するための準備資金を支援します。	保護課
	生活保護制度に係る就職準備給付金	高校等卒業後に就職するための準備資金を支援します。	保護課
	生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援	貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、日常生活の見直しや学習生活を身につける支援を行います。	保護課

No	事業名	事業の概要等	担当課
	中学校夜間学級就学奨励費	大阪府内の中学校夜間学級に在籍する寝屋川市在住の生徒のうち、経済的理由により就学困難な方に対して、援助を行います。	教育政策総務課

【生活の安定に資するための支援】

No	事業名	事業の概要等	担当課
	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）（再掲）	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、乳児と保護者の状況及び養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供とともに、支援が必要な家庭に対して適切な子育て支援へつなげます。 訪問員連絡会を定期的実施し、研修などを通じて訪問員の資質向上を図るとともに、伴走型支援、専門職の支援やオンラインでの相談等を充実します。	子育て支援課
	子育て応援サポーター事業（再掲）	子育て応援サポーター（保育士）が子育て支援施設への同行や情報提供を行うことで、子育て家庭の孤立防止に努めています。 サポーターが研修の受講や地域子育て支援拠点連絡会議への参加などを通して、資質向上と関係機関との連携強化を進めます。	子育て支援課
	子育て世代包括支援事業（再掲）	令和6年4月から、こども家庭センター「ねやっ 〇相談ステーション」を設置しています。保健福祉センター及びRELATTO（リラット）においては、こども家庭センターの母子保健機能として、児童福祉分野と連携を図り、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行います。 本市の独自の取組として、妊娠期からの母乳育児支援を実施します。	子育て支援課
	養育支援訪問事業（再掲）	養育支援が特に必要である家庭に対し、保育士、保健師等が計画的・継続的に訪問支援等を行い、適切な養育を実施しています。 家庭の抱える課題が多様化し、リスクの高い家庭に対応することもあるため、関係機関と連携した取組を進めます。	子育て支援課
	子育て世帯訪問支援事業（再掲）	出産後、親族等の支援がない家庭や、保育士等が訪問している養育困難家庭、ヤングケアラー家庭等に対し必要に応じて訪問支援員を派遣し、自立に向けての支援を行っています。 利用希望の増加に対応できる体制と利用者の利便性の向上に努めます。	こどもを守る課 子育て支援課
	母子生活支援施設への入所支援（再掲）	母子家庭の母及び児童を母子生活支援施設へ入所させ、保護するとともに、自立生活に向けた支援を行います。	こどもを守る課

No	事業名	事業の概要等	担当課
	家庭教育サポートチーム派遣事業	子育てに不安や悩みを抱える家庭に対して、教員でない「家庭教育サポートチーム」を派遣し、学校と連携しながら、子育てに不安や悩みを抱える家庭を総合的に支援します。	社会教育推進課
	家庭教育学級事業（再掲）	子育て世代の市民を対象に、家庭教育の充実を図るため、情報・学習の場の提供や交流・仲間づくりを目的に、各小学校において保護者や地域の方を対象とした家庭教育講座を実施するとともに、家庭教育支援者向けの連続講座を実施しています。 より多くの市民の参加を促すため、小学校等と連携して周知と内容の充実を図ります。	社会教育推進課
	ひとり親家庭医療費の助成（再掲）	ひとり親家庭の方に対し、必要とする医療が受けやすくなるよう、保険診療分の医療費の一部を助成します。	市民サービス部（医療助成担当）
	ひとり親家庭の優先利用	保育所等利用調整の際、児童扶養手当を受給中のひとり親世帯に対して、利用調整基準の指数を加点します。	保育課
	放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）（再掲）	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、学校の放課後及び長期休業等に適正な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図っています。 保育環境の向上に向け、余裕教室の確保や児童指導員等の確保に努めます。	社会教育推進課
	放課後子供教室推進事業（再掲）	小学校の放課後等に、学習支援や校庭開放、スポーツ・文化等のプログラムを提供し、主体的な体験活動ができる場を提供し、児童の安全・安心な居場所を確保するとともに、健全育成を図っています。 放課後児童対策事業の一体的な取組を進めるために、実行委員会組織づくりや人材確保を支援します。	社会教育推進課
	子育て短期支援事業（ショートステイ等）（再掲）	保護者が病気や就労等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を短期間（7日程度）預かるショートステイと保護者が仕事等により、帰宅が夜間になる場合や休日の勤務の場合に一時的に児童を預かるトワイライトステイを実施しています。 サービス利用を必要とする保護者が、必要な時に利用できるよう近隣の受入可能施設の情報把握と調整に努めます。	子育て支援課
	生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援（再掲）	貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、日常生活の見直しや学習生活を身につける支援を行います。	保護課

No	事業名	事業の概要等	担当課
	キャリア教育 (再掲)	児童生徒一人ひとりの勤労観・職業観を育てる教育を進めます。	教育指導課
	スクールソーシャルワーカーの配置 (再掲)	スクールソーシャルワーカーを配置し、学校における関係機関と連携した取組を支援し、早期解決に向けた「福祉的アプローチ」を学校に取り入れています。	教育指導課
	子ども食堂支援事業 (再掲)	子どもの居場所づくり及び地域で子どもを見守る環境を整備するため、子ども食堂を開設・運営する団体を支援しています。 市域全体に活動が広がるよう、実施を検討している団体からの相談に応じるとともに、社会福祉協議会等と連携し、子ども食堂の周知等を行います。	こどもを守る課
	青少年の居場所づくり事業	市内在住・在学・在職の青少年同士が気軽に立ち寄り、悩み等を常駐する大学生ボランティアに相談したり、交流できる居場所を提供しています。	社会教育推進課
	食育の推進に関する支援	離乳食講習会、乳幼児健康診査、子育て支援センター等で、妊娠中から就学前の子どもの保護者等を対象に栄養相談を実施しています。 「保育所における食事の提供ガイドライン」を踏まえ、専門性を活かしながら、家庭、地域、福祉及び教育分野等と連携を図っています。	子育て支援課 保育課
	生活困窮者住居確保給付金	離職により住宅を失ったまたはその恐れが高い生活困窮者であって、所得等が一定基準以下のものに対して、有期で家賃相当額を支給します。	保護課

【保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援】

No	事業名	事業の概要等	担当課
	母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給 (再掲)	ひとり親家庭の方の就職に結びつく教育訓練講座を受講した場合に、受講費用の一部を給付金として支給します。	こどもを守る課
	母子家庭等高等職業訓練促進給付金の支給 (再掲)	ひとり親家庭の方が看護師や介護福祉士等の資格を取得するために1年以上養成機関で修業する場合に、受講期間中の生活費として給付金を支給します。	こどもを守る課
	母子家庭等就業・自立支援センター事業 (再掲)	ひとり親家庭等の自立支援を図るため、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等、一貫した就業支援サービスの提供を行うとともに、弁護士等のアドバイスを受け養育費の取決めなどの専門的な相談を行います。	こどもを守る課
	生活保護制度に係る就労自立給付金	生活保護世帯の世帯員が、安定した職業に就いたこと等により、保護を必要としなくなったと福祉事務所が認めた場合、生活保護廃止後に給付金を支給しています。	保護課

No	事業名	事業の概要等	担当課
	生活困窮者自立相談支援事業	生活保護に至る前の生活困窮者の抱えている複合的な課題を評価分析し、個々人の状況に応じた自立支援計画を策定し、必要なサービスの提供につなげています。	保護課
	生活困窮者就労準備支援事業	直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対して、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援しています。	保護課
	生活保護制度に係る被保護者就労支援事業	就労自立支援員を配置し、ケースワーカーと連携し就労支援を実施しています。一人ひとり個別にきめ細かく面接を行い、自立阻害要因を把握しそれぞれに合った支援を行い、ハローワークと連携し就労支援を実施しています。 また、資格を有するカウンセラーによるカウンセリング、就労支援セミナーを実施しています。	保護課

【経済的支援・その他支援】

No	事業名	事業の概要等	担当課
	児童手当の支給	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、所得に関係なく、0歳から高校生年代までの児童を養育している方に手当を支給しています。	こどもを守る課
	児童扶養手当の支給（再掲）	ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、ひとり親家庭の親に手当を支給します。	こどもを守る課
	母子・父子自立支援員による相談の充実（再掲）	ひとり親家庭の福祉の向上を図ることを目的として、ひとり親家庭への相談・情報提供を行うとともに、必要な指導・助言などを行います。	こどもを守る課
	自立支援プログラムの策定（地域就労支援）（再掲）	個々のひとり親家庭の方の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークなど関係機関と連携して、きめ細かな就業支援等を行います。	こどもを守る課
	母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給（再掲）	ひとり親家庭の方の就職に結びつく教育訓練講座を受講した場合に、受講費用の一部を給付金として支給します。	こどもを守る課
	母子家庭等高等職業訓練促進給付金の支給（再掲）	ひとり親家庭の方が看護師や介護福祉士等の資格を取得するために1年以上養成機関で修業する場合に、受講期間中の生活費として給付金を支給します。	こどもを守る課
	母子父子寡婦福祉資金貸付制度（再掲）	ひとり親家庭の方の経済的自立を図るため、子どもの進学費用や親自身の技能習得などに必要な資金を貸し付けます。	こどもを守る課

No	事業名	事業の概要等	担当課
	ひとり親家庭等日常生活支援事業（再掲）	ひとり親家庭の方が疾病や残業など社会的な理由や自立し促進のための理由（技術習得のための通学、就職活動等）により、日常生活に支障がある場合に、ヘルパーを派遣し、家事援助を行います（1家庭あたり、原則年10回まで。利用世帯の区分により、利用者負担あり）。	こどもを守る課
	養育費等相談支援（再掲）	子どもの養育費や親子交流など、離婚時に決めておくべき内容、公正証書作成等の手続きについて、弁護士相談（無料）を行います。	こどもを守る課
	養育費・面会交流に関する公正証書作成等促進補助金（再掲）	離婚を考える父母やひとり親家庭の親等に対し、離婚後も子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、養育費の支払や親子交流に関する取り決めを公正証書（債務名義）化するのに要した費用を助成します。	こどもを守る課
	養育費・面会交流に関する裁判外紛争解決手続利用料補助金（再掲）	養育費の支払や親子交流に関する取り決めについて、公正な第三者（ADR事業者）が関与して訴訟手続によらず解決を図る手続を利用した場合に要した費用を助成します。	こどもを守る課
	JR 通勤定期乗車券割引証明書の交付	児童扶養手当受給者が JR 通勤定期乗車券を購入する場合、3割引で購入できる証明書を交付しています。	こどもを守る課
	生活困窮者自立相談支援事業（再掲）	生活保護に至る前の生活困窮者の抱えている複合的な課題を評価分析し、個々人の状況に応じた自立支援計画を策定し、必要なサービスの提供につなげています。	保護課
	要保護児童対策地域協議会（再掲）	児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応を図るため、「寝屋川市要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関や地域との連携強化に取り組み、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応につなげています。 オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンを通じて市民への周知啓発を図るとともに、会議への参加や研修会への実施を通して、地域全体での見守り体制の強化を図ります。	こどもを守る課
	こども相談（再掲）	18歳未満の子どもやその保護者の様々な問題や悩みの相談対応を行っています。児童虐待相談は、通告受理機関の一つとして、虐待通報があった場合は、他機関とも連携して対応します。 相談先の周知徹底とともに子どもが相談しやすい方法や体制を強化します。	こどもを守る課

No	事業名	事業の概要等	担当課
	利用者支援事業（再掲）	子どもやその保護者に身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び相談対応・助言とともに、必要に応じて関係機関との連絡調整を行い支援につなげます。 RELATTO（リラット）の子育てコンシェルジュや他機関との連携による支援を充実させるとともに、地域の子育て支援に対するニーズの把握に努めます。 市長部局「監察課」がいじめの初期段階から積極的に関与し、早期に調査・対応を行うことにより、いじめの早期解決を図るとともに、いじめ通報促進チラシの配布等の攻めの情報収集によるいじめの抑止及び早期発見を図ります。	子育て支援課 子育てリフレッシュ館 保育課 教育指導課 監察課
	スクールカウンセラーの配置	スクールカウンセラーを配置し、学校における教育相談体制の充実を図っています。	教育指導課
	スクールソーシャルワーカーの配置（再掲）	スクールソーシャルワーカーを配置し、学校における関係機関と連携した取組を支援し、早期解決に向けた「福祉的アプローチ」を学校に取り入れています。	教育指導課
	青少年の相談窓口	青少年に関する様々な相談を、気軽に相談できる体制を構築し、不安や悩みを抱える青少年または保護者に対し、ワンストップで相談を受け、適切な専門部署につなぎます。	社会教育推進課

4 共同養育の推進

両親の離婚や別居後の子どもの養育の在り方は、子どもの生活の安定や心身の健やかな成長に直結する問題であり、両親の離婚や別居に直面する子どもの利益を確保するためには、離婚や別居後も両親が可能な限り子どもの養育に積極的に関わり、協力して子育てを行うことが重要であると考えられます。

国においても令和6年5月に民法等の一部が改正され、親の責務等に関する規律の新設、養育費の履行確保に向けた見直し、安全・安心な親子交流の実現に向けた見直しなどが規定されましたが、子どもの最善の利益を確保するためには、今後、その趣旨・内容が正しく理解されるよう、適切かつ十分な周知を行っていくなどの環境整備が必要です。

本市においても、離婚前後のできるだけ早期の段階から相談・支援できるような体制の整備や、養育費確保に向けた取り組みを実施していますが、今後も、国において共同親権・共同養育制度について議論が進められている状況を注視するとともに、子どもに対する養育の権利、義務の認識を広めるなど、共同養育の推進に資する取組を進めていきます。

No	事業名	事業の概要等	担当課
	養育費等相談支援 (再掲)	子どもの養育費や親子交流など、離婚時に決めておくべき内容、公正証書作成等の手続きについて、弁護士相談(無料)を行います。	こどもを守る課
	養育費・面会交流に関する公正証書作成等促進補助金(再掲)	離婚を考える父母やひとり親家庭の親等に対し、離婚後も子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、養育費の支払や親子交流に関する取り決めに公正証書(債務名義)化するのに要した費用を助成します。	こどもを守る課
	養育費・面会交流に関する裁判外紛争解決手続利用料補助金(再掲)	養育費の支払や親子交流に関する取り決めについて、公正な第三者(ADR事業者)が関与して訴訟手続によらず解決を図る手続を利用した場合に要した費用を助成します。	こどもを守る課